様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　5月　20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃこころふぁん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ココロファン  （ふりがな） さいき ゆうた  （法人の場合）代表者の氏名 　齊木 裕太  住所　〒107-0061  東京都港区北青山2-10-26　ラナイグレース北青山301  法人番号　1011001126303  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「経営ビジョンおよびDX戦略」 | | 公表日 | 2022年12月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webページ 「経営ビジョンおよびDX戦略」https://cocolofun.co.jp/vision-and-dx/ 「企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性」 | | 記載内容抜粋 | AIおよび自動化技術の発達によりITシステム開発分野においても省人化が進んでいる。Open AI社の開発しているChat GPTは、自然言語により要件を入力することによるマイクロソフト社のオフィスツールであるExcelのマクロ開発も可能にしている。  エンジニアの主な仕事であるコーディングやプログラミングがAIに取って代わられることは長期的に経営に大きな影響を与えると認識している。  今後、成長性の高いWeb技術に特化したエンジニアリング企業を目指し、一人あたりの付加価値の高い専門人材を育成、少人数で革新的なサービスを開発するスタートアップ企業やDXを進める大企業に対して専門性の高い知識と人材を供給する人材企業として成長すべく事業の選択と集中を実施する。  「Webのスペシャリストとして顧客の要望以上のパフォーマンスを発揮する人材育成」をDX戦略の柱として、優れたDX人材を通して、顧客に「これが欲しかった」と驚きを与えると同時に、人材輩出企業として、弊社で育ったエンジニア人材が社内のプロジェクトで活躍できる場を創造する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役CEOを中心とした経営会議を実施（CEO、営業担当COO、コーポレート部長CAO）、DX戦略についてコーポレート部による立案を実施、検討の上策定した。  弊社の意思決定機関は代表取締役1名で構成されるため、CEOの承認に基づいて決定した。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「経営ビジョンおよびDX戦略」 | | 公表日 | 2022年12月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webページ  「経営ビジョンおよびDX戦略」https://cocolofun.co.jp/vision-and-dx/ 見出し「経営ビジョンに対応するビジネスモデル」および「ビジネスモデルを実現するための戦略」 | | 記載内容抜粋 | 今後成長市場であるWeb技術に特化することを決定し、まずは希望する社員に対してリーン開発やWeb技術に対応するリスキリングを進めている。  一人の専門性の高い人間が顧客に対して高い価値を提供すること、そして高い意識を持った個人がチームとして適切な役割分担を実行する。  具体的な取り組みは以下の通り。  ・組織管理システムの人事データ活用  SaaSにより入社から従業員の人事データを収集、勤続年数や退職率などのデータをすぐに取得できるよう分析ツールを用いて人材情報を管理している  ・ERPシステムのクラウド化  経理、財務、給与計算、経費精算等はすべてクラウドソフトウェアを活用し、APIによるデータ連携によりより効果的な半自動化システムを運用している。  ・オンライン学習サービスの活用  MOOCsなど民間学習サービスにより、大学・大学院レベルの最新技術を学べる体制を構築した。将来的には学習記録の分析により、キャリアに合わせた面談やスキル支援に活用する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役CEOを中心とした経営会議を実施（CEO、営業担当COO、コーポレート部長CAO）、DX戦略についてコーポレート部による立案を実施、検討の上策定した。  弊社の意思決定機関は代表取締役1名で構成されるため、CEOの承認に基づいて決定した。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社Webページ  「経営ビジョンおよびDX戦略」https://cocolofun.co.jp/vision-and-dx/ 見出し「戦略を効果的に進めるための体制」 | | 記載内容抜粋 | CEO直下のコーポレート部をDX推進の中心組織としてDX戦略を事業に落とし込んでいる。  また目標管理制度としては、OKRを導入し、全社戦略に基づいて部門、そして各個人ごとの目標を四半期ごとに把握することとしている。  また、推進メンバーに対しキャリアコンサルタントの資格取得支援を実施し、適切な助言や指導を行えるようにする。  2023年中に採用の強化を行い、コーポレートのメンバーを増員してDXを推進していくための教育を実施する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社Webページ  「経営ビジョンおよびDX戦略」https://cocolofun.co.jp/vision-and-dx/ 見出し「デジタル技術を戦略実行にどう活かすか」 | | 記載内容抜粋 | 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策  ・オンライン学習サービスでの知識習得と社内システムを構築し、そのシステムの改修を行うことでの実践的な経験や技術力向上を行う。  ・CRMシステムを強化し、案件情報を全体や詳細をデジタルで素早く確認できるようにすることで、人材の効率的な運用を実施する。これにより適切な案件へのアサインや人材の育成につながる案件をリアルタイムに把握する。  ・Google WorkspaceやKintoteなどのクラウド型デジタルコラボレーションツールを活用し、現在持っている案件や追加された案件を整理し、適切な人材の提案と配置を行い技術向上のスピードや質を高める。  ・評価の高い外部研修サービスの学習進捗の把握や、1on1でヒアリングした情報を管理し、社員のリスキリングや目標がぶれたり、外れたりしないようにフォローする仕組みを構築する。  ・クラウド環境や統合開発環境等を研修・スキルアップ用に開放し特定の権限で自由に利用できる環境を作り、自主学習の質を高める。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「経営ビジョンおよびDX戦略」 | | 公表日 | 2022年12月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Webページ 「経営ビジョンおよびDX戦略」https://cocolofun.co.jp/vision-and-dx/ 見出し「達成度評価方法」 | | 記載内容抜粋 | OKRに基づく目標及び鍵となる指標を計測し、従業員と定期的な1on1を実施、方向性に向けた学習方針、キャリアパス相談を行いつつ動機付けを行う。  2023年中にDXスキル（Web・クラウド等）のキャリア・スキルを持つエンジニアを全体の30％に増やす。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年2月22日 | | 発信方法 | 弊社Webページ「ニュースリリース」  代表取締役CEO齊木裕太 「DX化で目指すココロファンの未来」https://cocolofun.co.jp/dx-and-the-future-of-ccf/ | | 発信内容 | 代表取締役CEOより、DX戦略の推進についてリリースを発表しています。概要は以下のとおりです。  我々は「Webのスペシャリストとして顧客の要望以上のパフォーマンスを発揮する人材育成」を目指します。  DXにより人材育成基盤を構築し、人材の市場価値を向上させ、ITプロジェクトを通じてお客様のご期待に充分に応えられる人材の育成を行えるように活動していきます。  デジタル教材を最大限に活用することで仕事のパフォーマンスを落とさずストレス無く学習効果を上げ、人材の育成と管理を効率良くオンラインで行うための人材育成基盤のDX化を推進しています。  お客様に「これが欲しかった」と驚きを与えると同時に、人材輩出企業として、弊社で育成したIT人材が社内のプロジェクトで活躍できる場を作るだけでなく状況に応じて人材マーケットニーズを踏まえたキャリア開発の支援を行って参ります。  株式会社ココロファン 代表取締役CEO 齊木裕太 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年3月頃　～　2025年4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html）より入力、提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年3月頃　～　2025年4月頃 | | 実施内容 | IPAのSECURITY ACTIONに基づき二つ星の宣言を行っております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。